

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任

意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則（平成十八年広島県規則第七十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第22条第3項、第20条第2項

「 今回の入院年月日」の欄は、任意入院者が報告に係る病院に今回入院した年月日を記載し、「入院形態」の
欄にそのときの入院形態を記載すること。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項又は特定医
師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」又は「第33条の4第2
項入院」と記載すること。）

「 今回の入院年月日」の欄は、任意入院者が報告に係る病院に今回入院した年月日を記載し、「入院形態」の
欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入
院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。